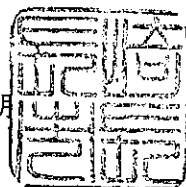


長崎市公告第 55 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 2 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

長崎市就労促進事業業務

(2) 業務内容

長崎市就労促進事業業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 11 年 7 月 31 日（火）まで。

ただし、業務開始日は令和 8 年 8 月 1 日（土）とし、契約日から業務開始日の前日までは準備期間とし、委託料は発生しない。

(4) 履行場所

長崎市が指定する場所

(5) 予算額

総額 130,545,489 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳）

令和 8 年度 29,010,209 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和 9 年度 43,515,120 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和 10 年度 43,515,120 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和 11 年度 14,505,040 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に基づく有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- (3) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「研修・講演、講師派遣」の業種に登録がある者又は「その他の役務」の業種に登録があり、かつ「その他の内容」に

「人材派遣・人材紹介・有料職業紹介」に関する登録がある者であること。なお、登録には一定の日数を要するため注意すること。

入札参加資格申請・名簿登録に関する問い合わせ：長崎市財務部契約検査課（電話：095-829-1160）

- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (8) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

### 3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、長崎市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に3(2)の担当課まで連絡するものとする。

#### (1) 説明書の交付期間

公告日から令和8年5月22日（金）まで（長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

#### (2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階  
長崎市中央総合事務所生活福祉2課  
（電話：095-829-1144）

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

#### (1) 参加表明書の提出期限

令和8年4月20日（月）午後5時必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

#### (2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)、電子メール又はファクシミリによる。

なお、電子メール又はファクシミリにより提出した際はその旨を電話により連絡すること。また、電子メールによる場合は、PDF形式で提出することとし、送信元がわかるもの(メール画面等)を保存しておくこと。ファクシミリによる場合、不明瞭なものは受領不可とするため留意すること。

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 「2(2)」の許可については、許可証の写しを提出すること。

## 5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和8年4月22日(水)

## 6 説明書等に対する質問に関する事項

### (1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書(様式シ)を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書(様式シ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

### (2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和8年4月22日(水)午後5時必着

### (3) 質問書送信先

長崎市中央総合事務所生活福祉2課

電子メールアドレス: seifuku@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ: 095-829-1223

### (4) 質問に対する回答

令和8年4月24日(金)までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

## 7 提案書の提出期限、場所及び方法

### (1) 提案書の提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時必着（提出期限内に3(2)の場所に到達していること。）

### (2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

## 8 ヒアリングの実施

### (1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が5者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案者の提出者が5者を超える場合であっても、市長が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

### (2) ヒアリング予定日：令和8年6月1日（月）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

## 9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

### ア 評価基準

大項目	評価項目	評価基準	配点
1 実施方針等 (15)	①業務理解度	本業務の目的、支援対象者の多様な生活課題及び仕様書の要件を十分に理解し、仕様書の要求事項を踏まえた適切な実施方針が示されているか。	5
	②対象者分析の適切性	生活保護受給者及び生活困窮者の生活・心理的課題とニーズ、長崎市の雇用情勢等について、的確な分析がなされており、これらを踏まえた支援の方向性が具体的に示されているか。	5
	③支援体制構築の具体性	支援対象者の支援プロセス（初回面談→支援計画→支援→フォロー→評価）が、参加が困難な対象者への対応や継続参加にむけた支援を含め、具体的かつ体系的に整理された提案となっているか。	5
2 提案内容	④就労支援の方	支援対象者の状況に応じたキャリアカウンセリング	8

(65)	法	や、職業紹介及び就労形態の提案、職業能力の習得に向けた豊富な職業訓練及び中間的就労メニューの具体例等があり、支援対象者の抱える多様な心理的課題やニーズに対応した上で、一般就労に向けた支援ができる提案となっているか。また、支援計画の作成・評価や不採用となった場合の原因分析および解決方法が示されているか。	
	⑤定着支援等の方法	就職者の早期離職を防止するための定着支援の方法や雇用先企業への就職者の状況確認等方法が具体的かつ効果的であるか。また、離職時の原因分析、再就職に向けた支援の方法が明確に提案されているか。	8
	⑥求人開拓の方法	支援対象者の様々な希望、能力、経験等に沿った個別求人の開拓方法が具体的かつ効果的であるか。また、支援対象者に、より適した求人条件のカスタマイズを十分に行うことができるか。	8
	⑦就労準備支援の方法	社会人基礎力(コミュニケーション能力、職業人意識、ビジネスマナー等)の向上や就労意欲醸成のための豊富なボランティア及び中間的就労メニューの具体例等があり、支援対象者の抱える多様な心理的課題やニーズに対応した上で、一般就労に向けた支援ができる提案となっているか。また、支援計画の作成・評価や長期支援となった場合の原因分析および解決方法が示されているか。	8
	⑧阻害要因に合わせた支援	高齢者、障害者、母子など異なる阻害要因に合わせた分析を行い、それぞれの特徴に合わせたカウンセリングや就労意欲向上等の一般就労に向けた支援方法が提案されているか。	8
	⑨市内中心部以外の対応	市内中心部以外へ積極的にアウトリーチ支援を行い、求人開拓や就労支援等をオンラインや出張相談等に行うなど、利用者の利便性を向上させる具体的かつ効果的対応方法が提案されているか。	5
	⑩情報セキュリティ	情報セキュリティに関する取り組み状況が十分整っており、支援対象者の個人情報の管理体制・方法が十分であるか。	5
	⑪効果測定と改善体制	成果指標の達成状況を踏まえた事業改善の取組について、具体的かつ実効性のある方法が示されているか。	5
	⑫事業所の設置	支援対象者の利便性を考えた長崎市役所周辺の交通	5

	要件	至便な場所に事業所を設置し、事業を行う上で十分な広さを確保できるか。また、設置理由が明確かつ妥当であるか。	
	⑬業務全体の運用管理	業務全体の進捗管理や報告書作成、関係機関との連携、定例報告会・ミーティングの円滑な実施体制が整っており、関係機関に提出する資料などが明確に示されているか。	5
3 担当者評価 (5)	⑭キャリアカウンセラーの専門性	キャリアカウンセラーが、生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援に関する知識及び実務経験を有しているか。	5
4 組織評価 (1.0)	⑮組織体制及び事業遂行能力	業務に応じた適切な人員配置、業務体制図、指揮系統及び情報共有体制が明確に示されており、安定的かつ柔軟に事業を実施できる体制となっているか。	5
	⑯類似事業の実績	同種又は類似業務の実績及び履行状況が示されており、本業務を適切に実施できる経験を有しているか。	5
5 参考見積 (5)	⑰経費の妥当性	人件費、運営経費等の配分がされており、業務遂行に必要な経費が適切に計上されているか。	5
合計			1.00

#### イ 審査の方法

特定審査委員会において提出書類の審査・採点を行い、最高得点の提案者を受託候補者として特定する。ただし、事業の目的・内容に鑑み、最高得点が最低基準点（委員1人当たりの平均得点60点に達しない場合は、この限りではない。

#### ウ 採点結果が同点であった場合の取扱い

最も優れた提案の評価が同点になったときは、評価基準表の評価項目「提案内容」の得点が最も高い提案者を受託候補者として特定し、同点の提案者が複数ある場合は、見積価格が最も低い提案者を受託候補者として特定する。見積価格が同額となった場合は、別途日程を定め、くじ引きにより受託候補者を特定する。

#### エ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属・職名	氏名
委員長	中央総合事務所長	濱田 貴博
委員	中央総合事務所生活福祉1課長	荒木 昭一郎

委員 (委員長職務代理者)	中央総合事務所生活福祉2課長	白石 光
委員	中央総合事務所生活福祉1課 生活福祉3係長	宮内 邦彦
委員	中央総合事務所生活福祉2課 生活福祉7係長	浦川 公彦
委員	南総合事務所地域福祉課 生活福祉係長	桑崎 雄次
委員	こども部こども政策課長	中辻 雅夫
委員	経済産業部産業雇用政策課長	中道 大介

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和8年6月5日（金）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10. 契約書作成の要否 要

11. その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。  
また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- ア 提案資格を満たさないこととなった場合
  - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所4階

長崎市中央総合事務所生活福祉2課

電話：095-829-1144

ファクシミリ：095-829-1223

電子メールアドレス：seifuku@city.nagasaki.lg.jp